平成２２年（フ）第２２３号
千葉県山武市津辺105番地１
債務者　長谷川　進
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２８号
千葉県銚子市外川町４丁目11234番地の１
債務者　鈴木　幸子
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３０４号
静岡県沼津市八幡町44番地の１、住民票上の住所静岡県沼津市我入道南条寺50番地の１
南条寺ハイツ
債務者　大畑　房利
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
静岡県熱海市初島50番地　さくら110号室、前住所静岡県熱海市紅葉ガ丘町６番３号　遠藤アパート102
債務者　小渕　真代
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４９０号
静岡県沼津市岡宮991番地の28　ベラージョＳ102号
債務者　飯塚和嘉子
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
静岡県御殿場市中畑652番地の９　コーポ芹沢102、前住所静岡県御殿場市新橋1617番地の１　稲葉アパート205
債務者　赤嶺みゆき
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５０７号
静岡県御殿場市中畑652番地の９　コーポ芹沢102、前住所静岡県御殿場市新橋1617番地の１　稲葉アパート205
債務者　赤嶺穂津美
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５１６号
静岡県沼津市下香貫塩場3069番地の１　コーポ塩場202、前住所静岡県沼津市岡宮1038番地の２　シティハイツすずき201
債務者　竹中　貴久
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５２１号
静岡県沼津市西沢田507番地　サンコートＳ’99・101号室、前住所北海道苫小牧市緑町１丁目25番13号　グランド緑町北２Ｅ
債務者　坂口　泰史
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２８９２号
名古屋市中村区亀島１丁目12番28号　ジュネスイシダ102号
債務者　酒井　久子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６７号
愛知県愛知郡長久手町大字岩作字西浦１番地
債務者　加藤　敏恵
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６８号
名古屋市名東区極楽３丁目288番地
債務者　山田　峰子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２１号
愛知県安城市藤井町車場42番地７
債務者　奈須　初行
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６７号
愛知県岡崎市細川町字岩御堂32番地１　コーポ岩脇Ｂ―105
債務者　大林　雅雄
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６８号
愛知県岡崎市細川町字岩御堂32番地１　コーポ岩脇Ｂ―105
債務者　大林富美子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
滋賀県長浜市細江町340番地
債務者　落合　千鶴
１　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
沖縄県那覇市字銘苅288番地３県営安岡住宅402
債務者　金城　吉助
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部